

大磯町監査公表第 7 号

監査の結果について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づく監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和元年 8 月 19 日

大磯町監査委員 脇 國廣

同 清田 文雄

## 監査結果報告書

1. 監査の種類  
定期監査

2. 監査の対象部課等  
町民福祉部子育て支援課

3. 監査の範囲及び事務  
平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までに執行された平成 30 年度の財務に関する事務及び事務事業の執行

4. 監査の実施期間  
令和元年 5 月 31 日から令和元年 7 月 3 日まで

5. 監査の方法及び監査項目  
平成 31 年度大磯町監査基本計画に基づき、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかを主眼とし、また、職員の働き方改革にも着目し、監査を実施した。  
なお、監査に際しては、監査対象課である子育て支援課より監査説明書、事前調査書及び関係書類の提出を求め審査するほか、関係職員の説明を求め監査を実施した。

6. 所掌事務の概要  
子ども・子育て支援制度、児童手当、ひとり親世帯の福祉、小児医療費助成、放課後児童対策、児童虐待防止、発達支援に関する事務、幼稚園・保育園に関する事務等を行っている。

7. 監査の結果  
平成 30 年度に係る財務に関する事務の執行及び事務事業の執行について、監査した結果、次に指摘する事項を除き、おおむね適正に処理されているものと認められた。

(指摘事項)

「朝の子どもの居場所づくり事業」の傷害保険料を委託事業者に徴収させることは、地方自治法第 243 条に抵触しており、早急に改善を図られたい。

(意見)

保育園負担金は、前年度より収入未済額が減少しているが、現年度分で509,600 円の収入未済額が発生している。保育期間中（現年度分）に積極的な収納対策を図れば、過年度の滞納整理事務の減少につながる。引き続き、現年度分の収納対策に努力いただきたい。